セーフティネット保証５号　業種確認表

企業名

(※1)総務省HP　https://www.soumu.go.jp/main_content/000941216.pdf

(※1)分類検索システム　https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10

(※2)中小企業庁HP　https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

具体的な事業内容 別紙の「記載例・記入上の注意点」を参考に、営む事業の詳細を記載してください。 （営む業種を全て記載）	日本標準産業分類で業種を特定（※1）		指定業種該当確認（※2）	提出資料の種類 その業種を営んでいることが確認できる具体的な資料（できる限り多種類）	本市使用欄 ※記入不要
	細分類番号（4ケタ）	細分類業種名			

セーフティネット保証５号　業種確認表

企業名　（株）〇〇

(※1)総務省HP　https://www.soumu.go.jp/main_content/000941216.pdf

(※1)分類検索システム　https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10

(※2)中小企業庁HP　https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

記載例・記入上の注意点

具体的な事業内容 以下の「記入上の注意点」を参考に営む事業の詳細を記載してください。 （営む業種を全て記載）	日本標準産業分類で業種を特定（※1）		指定業種該当確認（※2）	提出資料の種類 その業種を営んでいることが確認できる具体的な資料（できる限り多種類）	本市使用欄 ※記入不要
	細分類番号（4ケタ）	細分類業種名			
仕入れた建物について販売している。	6811	建物売買業	指定	・ホームページ画面の写し ・許認可証（ホームページがない場合）	
衣服や帽子を無店舗でインターネット販売により、一般の消費者に販売している。	6112	無店舗小売業（織物・衣服・身の回り品小売に限る。）	非指定	・ホームページ画面の写し ・商品の写真 ・商品カタログ	

（※１）総務省HPで確認してください。
分類検索システムも活用ください。
なお、細分類業種名は細分類番号（半角）を入力すると自動で反映します。

（※２）中小企業庁
ホームページで確認してください。

【記入上の注意点】

売上高の多寡にかかわらず、営むすべての事業について申告が必要です。

そのため、試算表や損益計算書等に記載されている売上高の項目すべてに対して、事業内容を明らかにしていただく必要があります。

事前に電話で申告していない事業（売上高）が明らかになった場合は、申請前に必ず改めて大阪市あて電話で業種の確認をしてください。申請書の種類が変更となる場合があります。

（正しく申告がなされていないことにより、不備となり再手続となるケースが増えております。）

（頻繁に見受けられるケース）

・その他売上高として一括で計上。⇒内容を詳細に記載してください。

・手数料収入。⇒どの事業に該当する手数料なのか、内容を詳細に記載してください。

事業の内容が客観的かつ詳細に確認できる資料として、会社案内、会社パンフレット、ホームページ、製品カタログ、商品等のチラシや写真等など、できる限り多種類提出してください。

（過去に申請済みの業種に関しては提出不要です。）

上記で確認できない場合は、許認可証、契約書、請求書、見積書等にて確認します。確認可能な資料がない場合は、連絡ください。

また、本手続きに不要な個人情報が記載された書類は提出されないよう注意してください。